

作成日 令和7年1月8日

令和7年度 施行

## 有害鳥獣残滓等処理施設管理委託

(農林課農畜産振興係)

公示用

## 有害鳥獣残滓等処理施設管理委託

項 目	単 価	数 量	単 位	金 額	備 考
<b>1 有害鳥獣残滓等処理</b>					
S-PASシステム微生物管理		12	月		
攪拌・管理作業		12	月		
重機使用料		12	月		
菌メンテナンス		2	回		
<b>2 生ごみ等残渣収集運搬</b>					
芽室町給食センター		206	日		
公立芽室病院		365	日		
<b>3 木材チップ入替</b>					
木材チップ		40	m <sup>3</sup>		
4tダンプリース		2	回		
税 抜 小 計					
諸 経 費					
小 計					
再 計					
消 費 税 10 %					
1 年 合 計					
3 年 合 計					契約期間 令和 7年4月 1日～ 令和10年3月31日

## 有害鳥獣残滓等処理施設管理業務委託仕様書

### 1 業務目的

芽室町有害鳥獣残滓等処理施設（芽室町洪山7線76番地9）にて一般廃棄物である有害鳥獣等の残滓を減量化し、廃棄物の適正な処理を推進する。

### 2 業務期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

### 3 業務内容

#### (1) 有害鳥獣残滓等処理業務

下記①～③の微生物を活用した分解処理による減量化（残滓投入管理簿と投入物の確認、菌床の維持管理）

- ① 一般廃棄物のうち、北海道猟友会帯広支部芽室部会員が、有害鳥獣駆除及び狩猟により捕獲した野生動物の死体
- ② 交通事故等により芽室町内で発生した野生動物の死体
- ③ ①②に掲げるもののほか、町長が認めるもの

#### (2) 生ごみ等残渣収集運搬業務

下記①～②の生ごみ等残渣の収集、芽室町有害鳥獣残滓等処理施設への運搬

- ① 芽室町給食センター（小・中学校給食提供日）
- ② 公立芽室病院（毎日）

#### (3) 有害鳥獣残滓の一部（尾、脚等）の回収

芽室町役場農林課で随時保管している野生動物の体の一部（尾、脚等）の回収

### 4 委託業務の終了報告

受託者は、1か月の委託業務が終了したときは、遅滞なく、委託者に対して委託業務終了報告書を提出する。

受託者は、委託者の検査に合格したときは、書面をもって委託料の支払いを請求する。

### 5 その他

- (1) 施設に関して修理が必要と考えられる場合は、担当者に報告する。
- (2) 本業務に必要な消耗品は、受託者が用意する。
- (3) その他不明な点については、担当者の指示を受ける。